

令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業実施要領

(目的)

第1条 愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）は、この要領及び令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、子どもたちやその家族に自転車の正しい乗り方や楽しさを教える自転車教室等の開催に必要な経費について補助することにより、ファミリー層への「自転車新文化」の普及・啓発を促進するとともに、正しい交通安全・マナー等の知識の向上を図る。

(定義)

第2条 この要領において、「子ども向け自転車教室等」とは、原則として、愛媛県内に住所を有する未就学児又は小学生を対象とした、操作技術や正しい交通安全・マナー等の知識の向上を図ることを目的とした取り組みとする。

(対象者)

第3条 令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 愛媛県内に事務所(本社、支社、営業所等)を有する事業者（法人、団体、個人事業主）であること。

(2) 原則として、過去に自転車教室等と類似する事業の取組実績を有する事業者であること。

2 補助対象者は、次の各号に該当する者を除く。

(1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）

(2) 市町及び市町のみで構成される団体等

(対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 操作技術や正しい交通安全・マナー等の知識の向上を図るとともに、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有する」というシェア・ザ・ロードの精神を啓発し、将来の優良ドライバーや優良サイクリストの育成に資する事業であること。

(2) 「自転車に乗ることが楽しい」という感情を子どもたちに喚起させ、サイクリングを通じて、自転車新文化の普及・啓発に資する事業であること。

(3) 愛媛県内において行う事業であること。

(4) 1回の自転車教室等の開催あたり、5名以上が参加する事業であること。

(5) 自転車教室等は、3回以上実施すること。

(6) 自転車教室等の名称に「みきゃんサイクルスクール」の文字を冠すること。

(7) 協会及び県の他の補助事業の対象となっていない事業であること。

(8) 道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがない事業であること。特

に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。

(9) 交通法規に関わる内容は、法令を確認するなど、慎重に進めること。

(補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和8年3月31日までの間とし、補助対象経費等は交付要綱第2条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 この支援事業の対象事業は、次の各号に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 企画提案内容
 - ①事業の内容
 - ②事業の効果
 - ③事業の継続性
- (2) 業務実施能力
 - ①事業推進能力
- (3) 経費

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象事業を決定するものとする。

- (1) 支援事業による補助を受けようとする者は、事業申込書（様式第1号）を協会に提出する。
- (2) 協会は、前号による事業申込書の提出があったときは、外部審査委員等で構成する審査会を開催し、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象事業の候補事業（以下「支援対象事業」という。）を決定する。
- (3) 協会は、支援対象事業の決定について、事業申込者に通知する。
- (4) 事業申込者は、支援対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書（交付要綱第3条に規定する様式第1号）を提出する。
- (5) 協会は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

(補助)

第8条 協会は、補助対象者が実施する事業に対して、令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から施行する。